公正な研究活動の推進に向けて

平成26年7月29日(火) 文部科学省 科学技術·学術政策局長 川上 伸昭



1. 新たな「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の検討状況(スケジュール)等について

新たな「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の検討状況(スケジュール)等について

平成25年度

研究活動における不正行為・研究費の不正使用の事案が相次いで発生

9月26日

副大臣タスクフォース※い とりまとめ

・研究活動の不正行為、研究費の不正使用について、今後の対策を検討

11~1月

協力者会議(※2)(第1~4回)

「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」の見直し・運用改善等について審議(日本学術会議とも連携)

2月 2月3日

審議のまとめ 決定・公表

平成26年度

「審議のまとめ」を踏まえ、新たなガイドラインの規定を検討

5月

5月23日

6月20日

協力者会議(第5回)

STAP細胞事案の発生

6月

今後の予定(想定)

協力者会議(第6回)

・理研からの報告(改革委員会の提言)

理研からの報告(調査委員会の結果) 新たなガイドライン案 骨子の審議

新たなガイドライン案 審議

7月3日 ~8月1日

新たなガイドライン(案) パブリックコメント(1ヶ月間)

- 協力者会議にて、パブリックコメント(結果)を審議(1~2回)
- ・必要に応じて、ガイドライン案に反映

~8月末頃

新たなガイドライン 文部科学大臣決定

- ✓大学・研究機関等への周知(説明会の開催等)
- ✓通知及びQ&Aの作成・送付
- ✓新ガイドラインに基づく、大学・研究機関等における導入準備 (規程・体制の整備、研究倫理教育の実施準備)

4月1日

平成27年度

新ガイドラインの適用開始

※1:研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース (座長:福井照 文部科学副大臣(当時))

※2:「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」の見直し・運用改善 等に関する協力者会議(主査:金澤一郎 元日本学術会議会長)

※3: 理化学研究所 研究論文の疑義に関する調査委員会(委員長: 渡部

※4:研究不正再発防止のための改革委員会(委員長:岸 輝雄 新構造 材料技術研究組合理事長)

2. 新たな「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(案)について

※7/3~8/1までパブリックコメント中

新たな「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(案) 概要(1)

背景

〇文部科学省では、これまで「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」(平成18年8月 科学技術・学術審議会 研究活動の不正行為に関する特別委員会)を踏まえて、大学等の研究機関に対して必要な対応を実施。

〇しかしながら、研究活動における不正行為の事案が後を絶たないことから、「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース」のとりまとめ(平成25年9月)、及び「「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」の見直し・運用改善等に関する協力者会議」の審議のまとめ(平成26年2月)等を踏まえ、ガイドラインを見直し。

見直しの基本的方向

- ◆ 文部科学大臣決定として、新たなガイドラインを策定。
- ◆ 従来、研究活動における不正行為への対応が研究者個人の責任に委ねられている側面が強かったことを踏まえ、今後は、大学等の研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることにより、対応を強化

新たな「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(案) 概要(2)

新ガイドライン

第1節 研究活動の不正行為に関する基本的考え方

【不正行為に対する基本姿勢】

●研究活動における不正行為は、研究活動とその成果発表の本質に反するものであり、 科学そのものに対する背信行為。個々の研究者はもとより、大学等の研究機関は、 不正行為に対して厳しい姿勢で臨む必要。

【研究者、科学コミュニティ等の自律・自己規律】

●不正に対する対応は、まずは研究者自らの規律、及び科学コミュニティ、大学等の研究機関の自律に基づく自浄作用としてなされなければならない。

【大学等の研究機関の管理責任】

- ●上記に加えて、大学等の研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることにより、不正行為が起こりにくい環境がつくられるよう対応の強化を図る必要。特に、組織としての責任体制の確立による管理責任の明確化、不正行為を事前に防止する取組を推進。
 - ◆共同研究における個々の研究者等の役割分担・責任の明確化
 - ◆若手研究者等が自立した研究活動を遂行できるよう適切な支援助言(メンターの配置等)
 - ◆複数の研究者による研究活動の全容を把握する立場の代表研究者が研究成果を適切に確認

新たな「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(案) 概要(3)

第2節 不正行為の事前防止のための取組

【不正行為を抑止する環境整備】

- 1 研究倫理教育の実施による研究者倫理の向上
- ●大学等の研究機関:「研究倫理教育責任者」の配置など必要な体制整備を図り、 広く研究活動にかかわる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施
- ●大学 : 学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底していくため、学生に対する研究倫理教育の実施を推進
- ●配分機関 : 競争的資金等により行われる研究活動に参画する全ての研究者に研究 倫理教育に関するプログラムを履修させ、研究倫理教育の受講を確実に確認
- 2 大学等の研究機関における一定期間の研究データの保存・開示

【不正事案の一覧化公開】

●不正行為が行われたと確認された事案について、文部科学省にて一覧化し、公開

新たな「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(案) 概要(4)

第3節 研究活動における不正行為への対応 (組織の管理責任の明確化)

【違反の対象となる不正行為(特定不正行為)】

●捏造、改ざん、盗用 (注: 従来どおり)

【大学等の研究機関、配分機関における規程・体制の整備及び公表】

- ●研究活動における特定不正行為の疑惑が生じたときの調査手続や方法等に関する規程等を整備し、公表
 - ◆不正行為に対応するための責任者の明確化、責任者の役割や責任の範囲を定めること
 - ◆告発者等の秘密保持の徹底、告発後の具体的な手続きの明確化
 - ◆特定不正行為の調査の実施などについて、文部科学省等への報告義務化

【特定不正行為の告発の受付、事案の調査】

- ●特定不正行為の告発の受付から、事案の調査(予備調査、本調査、認定、不服申立て、調査結果の公表等)までの手続き・方法
 - ◆告発・相談窓口の設置・周知 ※告発・相談窓口の第3者への業務委託も可能
 - ◆大学等の研究機関における調査期間の目安・上限の設定
 - ◆調査委員会に外部有識者を半数以上入れること(利害関係者の排除についても規定)
 - ◆調査委員会が必要と認める場合、調査委員会の指導・監督のもと再現実験の機会を確保
 - ◆調査の専門性に関する不服申立ては、調査委員を交代・追加等して審査

新たな「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(案) 概要(5)

第4節 特定不正行為等の違反に対する措置

【特定不正行為に対する研究者、大学等の研究機関への措置】

- ●特定不正行為に係る競争的資金等の返還(※)
- ●競争的資金等への申請及び参加資格の制限(※)

(※競争的資金等のみならず、運営費交付金等の基盤的経費により行われた研究活動の不正行為も対象とする。)

【組織としての管理責任に対する大学等の研究機関への措置】

- 1 組織としての責任体制の確保
- ●研究活動における不正行為への対応体制の整備等に不備があることが確認された場合、文部科学省が「管理条件」を付与
- ●管理条件の履行が認められない場合、機関に対する「間接経費」を削減等の措置
- 2 迅速な調査の確保
- ●正当な理由なく特定不正行為に係る調査が遅れた場合、「間接経費」の削減措置

新たな「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(案) 概要(6)

第5節 文部科学省による調査と支援

【研究活動における不正行為への継続的な対応】

●文部科学省に有識者による検討の場を設け、フォローアップ等を継続的に実施

【履行状況調査の実施】

●大学等の研究機関に対し、本ガイドラインを踏まえた履行状況調査を実施し公表

【研究倫理教育に関するプログラムの開発推進】

●文部科学省は、日本学術会議や配分機関と連携し、研究倫理教育に関する標準的な プログラムや教材の作成を推進

【大学等の研究機関における調査体制への支援】

●大学等の研究機関において十分な調査を行える体制にない場合は、日本学術会議や配分機関と連携し、専門家の選定・派遣等を支援

今後の予定

- 〇パブリックコメントの実施:平成26年7月3日から8月1日まで
- 〇新ガイドラインの決定:平成26年8月末頃を目途(※パブコメの結果による)
- 〇新ガイドラインの周知徹底。新ガイドラインに基づく導入準備(規程・体制整備など)

「集中改革期間」

〇新ガイドラインの適用:平成27年4月1日

3. 研究倫理教育について

研究不正の防止に向けた取組

平成26年度予算額 : 55百万円 (平成25年度予算額 : 56百万円)

背景

- 昨今、研究活動における不正行為や研究費の不正使用の事案が社会問題として大きく取り上げられる事態となっていることを背景に、文部科学省では、平成25年8月、「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース」を設置。 今後の対応策について集中的に検討を行い、9月に中間取りまとめを公表。
- 本中間取りまとめを踏まえ、研究倫理教育の強化や研究不正に関する調査研究の実施など、必要な方策を実施していく必要。

【参考】

「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース中間取りまとめ」_{(平成25年9月26日公表)(抜粋)}

3. 基本方針

【不正を事前に防止する取組】

〇倫理教育の強化

【具体的方策】(倫理教育プログラムの開発)

倫理教育については、(略)各機関や研究者の個別の取組に負うところが大きく、欧米に比べ、必ずしも十分に普及していないことから、標準的な倫理教育プログラムの開発が必要である。このため、国は、国際的に普及しつつある米国の倫理教育プログラムをもとに、国際的に通用し、かつ、我が国の実情にも合ったプログラム開発を行っている「CITI Japanプロジェクト」に対する支援を継続し、また、日本学術会議の取組とも連携しながら、標準的なプログラムや教材の作成を進める。

【国による監視と支援】

〇国による組織の不正防止対策への支援

【具体的方策】(調査研究の実施)

これまで、「研究不正」への対応や倫理教育に関する調査研究が必ずしも十分に行われて来なかったと言える。このため、各機関の取組を求めるためにも、不正事案の収集、分析や、不正対応、研究倫理に関する外国の事例や国内のグッド・プラクティスの調査分析など、「研究不正」に関する調査研究を行う。これにより、対応策に生かすとともに、これを情報提供することで、教材作成や研究者、研究機関等の意識や取組の向上にも資するものとする。

事業の概要

〇研究倫理教育プログラムの開発支援 51百万円 【「大学間連携共同教育推進事業」の一部に計上】

・ 研究者としての行動規範を身に付けるためのe-learningによる研究倫理教育プログラム及び教材の開発・作成(※)を支援。

(※) CITI Japan プロジェクト(「研究者育成の為の行動規範教育の標準化と教育システムの全国展開」)

JAPAN・ ・満たし、かつ、

信州大学を含む6大学が共同して、米国をはじめ国際的に普及しているプログラム(CITI)を基に、<u>国際標準を満たし、かつ、</u>日本の研究現場の実情に合った研究倫理に関する教育プログラム及びe-learning教材の開発・作成を行うプロジェクト。 平成24年度「大学間連携共同教育推進事業」選定取組であり、平成24~28年度までの5年間支援予定。

〇研究不正及び研究倫理教育に関する調査研究 5百万円(新規)

諸外国の研究不正の具体的な事案や対応状況、行政機関や大学・研究機関における規程・体制整備の状況、研究倫理教育も含めた先進的な取組などの収集・分析を実施。

※平成26年度予算事業「科学技術人材育成のコンソーシアムの構築」においても、コンソーシアムの中で、研究者に対する研究倫理教育の実施や研究倫理教育責任者の配置等の研究不正の防止に向けた取組を行う場合は支援することとしている。

黒字:従来のガイドライン規定を踏襲

新たな「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(案)概要

背 景

〇文部科学省では、これまで「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」(平成18年8月 科学技術・学術審議会 研究活動の不正行為に関する特別委員会)を踏まえて、大学等の研究機関に対して必要な対応を実施。

〇しかしながら、研究活動における不正行為の事案が後を絶たないことから、「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース」のとりまとめ(平成25年9月)、及び「「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」の見直し・運用改善等に関する協力者会議」の審議のまとめ(平成26年2月)等を踏まえ、ガイドラインを見直し。

見直しの基本的方向

- ◆ 文部科学大臣決定として、新たなガイドラインを策定。

新ガイドライン

第1節

研究活動の不正行為に関する基本的考え方

【不正行為に対する基本姿勢】

●研究活動における不正行為は、研究活動とその成果発表の本質に反するものであり、 科学そのものに対する背信行為。個々の研究者はもとより、大学等の研究機関は、 不正行為に対して厳しい姿勢で臨む必要。

【研究者、科学コミュニティ等の自律・自己規律】

●不正に対する対応は、まずは研究者自らの規律、及び科学コミュニティ、大学等の研究機関の自律に基づく自浄作用としてなされなければならない。

【大学等の研究機関の管理責任】

- ●上記に加えて、大学等の研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることにより、不正行為が起こりにくい環境がつくられるよう対応の強化を図る必要。特に、 組織としての責任体制の確立による管理責任の明確化、不正行為を事前に防止する 取組を推進。
 - ◆共同研究における個々の研究者等の役割分担・責任の明確化
 - ◆若手研究者等が自立した研究活動を遂行できるよう適切な支援助言(メンターの配置等)
 - ◆複数の研究者による研究活動の全容を把握する立場の代表研究者が研究成果を適切に確認

第2節 不正行為の事前防止のための取組

【不正行為を抑止する環境整備】

- 1 研究倫理教育の実施による研究者倫理の向上
- ●大学等の研究機関:「研究倫理教育責任者」の配置など必要な体制整備を図り、 広く研究活動にかかわる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施
- ●大学: 学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底していくため、学生に対する研究倫理教育の実施を推進
- ●配分機関 : 競争的資金等により行われる研究活動に参画する全ての研究者に研究 倫理教育に関するプログラムを履修させ、研究倫理教育の受講を確実に確認
- 2 大学等の研究機関における一定期間の研究データの保存・開示

【不正事案の一覧化公開】

●不正行為が行われたと確認された事案について、文部科学省にて一覧化し、公開

第3節 研究活動における不正行為への対応(組織の管理責任の明確化)

【違反の対象となる不正行為(特定不正行為)】

●捏造、改ざん、盗用(注:従来どおり)

【大学等の研究機関、配分機関における規程・体制の整備及び公表】

- ●研究活動における特定不正行為の疑惑が生じたときの調査手続や方法等に関する規程等を整備し、公表
 - ◆不正行為に対応するための責任者の明確化、責任者の役割や責任の範囲を定めること
 - ◆告発者等の秘密保持の徹底、告発後の具体的な手続きの明確化
 - ◆特定不正行為の調査の実施などについて、文部科学省等への報告義務化

【特定不正行為の告発の受付、事案の調査】

- ●特定不正行為の告発の受付から、事案の調査(予備調査、本調査、認定、不服申立て、調査結果の公表等)までの手続き・方法
 - ◆告発・相談窓口の設置・周知 ※告発・相談窓口の第3者への業務委託も可能
 - ◆大学等の研究機関における調査期間の目安・上限の設定
 - ◆調査委員会に外部有識者を半数以上入れること(利害関係者の排除についても規定)
 - ◆調査委員会が必要と認める場合、調査委員会の指導・監督のもと再現実験の機会を確保
 - ◆調査の専門性に関する不服申立ては、調査委員を交代・追加等して審査

第4節 特定不正行為等の違反に対する措置

【特定不正行為に対する研究者、大学等の研究機関への措置】

- ●特定不正行為に係る競争的資金等の返還(※)
- ●競争的資金等への申請及び参加資格の制限(※)

(※競争的資金等のみならず、運営費交付金等の基盤的経費により行われた研究活動の不正行為も対象とする。)

【組織としての管理責任に対する大学等の研究機関への措置】

- 1 組織としての責任体制の確保
- ●研究活動における不正行為への対応体制の整備等に不備があることが確認された場合、文部科学省が「管理条件」を付与
- ●管理条件の履行が認められない場合、機関に対する「間接経費」を削減等の措置
- 2 迅速な調査の確保
- ●正当な理由なく特定不正行為に係る調査が遅れた場合、「間接経費」の削減措置

第5節 文部科学省による調査と支援

【研究活動における不正行為への継続的な対応】

●文部科学省に有識者による検討の場を設け、フォローアップ等を継続的に実施

【履行状況調査の実施】

●大学等の研究機関に対し、本ガイドラインを踏まえた履行状況調査を実施し公表

【研究倫理教育に関するプログラムの開発推進】

●文部科学省は、日本学術会議や配分機関と連携し、研究倫理教育に関する標準的な プログラムや教材の作成を推進

【大学等の研究機関における調査体制への支援】

●大学等の研究機関において十分な調査を行える体制にない場合は、日本学術会議や配分機関と連携し、専門家の選定・派遣等を支援

今後の予定

- 〇パブリックコメントの実施:平成26年7月3日から8月1日まで
- 〇新ガイドラインの決定:平成26年8月末頃を目途(※パブコメの結果による)
- 〇新ガイドラインの周知徹底。新ガイドラインに基づく導入準備(規程・体制整備など):「集中改革期間」
- 〇新ガイドラインの適用:平成27年4月1日